

【確定申告書Aの記載例】 (鳥取太郎さんが鳥取県に4万円寄附した場合)

- ・給与と所得について年末調整を受けた方で、寄附金控除を受ける場合の確定申告書の記載例です。
- ・ほかに申告する所得がある場合や、各種控除額が年末調整を受けたものと異なる場合は、参考にできませんのでご注意ください。

平成 24 年分 給与と所得の源泉徴収票

支払を受ける者	氏名 (受給者名)	トトリ タロウ
住所	〒××××-××××番地	鳥取 太郎
給与・賞与	① 7,140,000 ② 5,226,000 ③ 2,119,738 ④ 213,100	
源泉徴収額の算出	給与控除額	7,140,000
	賞与控除額	5,226,000
	社会保険料控除額	2,119,738
	雑損控除額	213,100
	合計	15,700,838

21欄の金額	22欄の金額
0円	0円
1,000円～1,949,000円	21欄の金額×0.05
1,950,000円～3,299,000円	21欄の金額×0.1-97,500円
3,300,000円～6,499,000円	21欄の金額×0.2-427,500円
6,500,000円～8,999,000円	21欄の金額×0.23-636,000円
9,000,000円～17,999,000円	21欄の金額×0.33-1,536,000円
18,000,000円～	21欄の金額×0.4-2,796,000円

※記載例の場合
3,068,000円×0.1-97,500=209,300円

19欄の額

- ※記載例の場合
- A=40,000円
 - B=5,226,000円
 - C=B×0.4=2,090,400円
 - D=A+C<40,000円
 - E=40,000-2,000
 - =38,000円

寄附金 (合計)	円	A
第一義の義捐金	円	B
②×0.4 (赤字のときは0円)	円	C
AとCのいずれか少ない方の金額	円	D
寄附金控除額 (②-2,000円)	円	E

FA0017 平成 24 年分の所得税の確定申告書A

住所: 〇〇市〇〇町△丁目×番地

氏名: 鳥取 太郎

生年月日: 3/4/10/20

収入金額等: ① 7,140,000 ② 5,226,000 ③ 2,119,738 ④ 213,100

所得金額: ① 7,140,000 ② 5,226,000 ③ 2,119,738 ④ 213,100

所得から差し引かれる金額: ① 40,000 ② 5,226,000 ③ 2,119,738 ④ 213,100

課税される所得金額: 3,068,000

上の①に対する税額: 209,300

配当控除: 0

源泉徴収税額: 213,100

申告納税額: 0

還付される税金: 38,000

- ①平成24年分の所得税から3,800円の還付
- ※申告時期にもよりますが、還付まで1か月～1か月半程度かかります。
- ②平成25年度の住民税から34,200円の軽減

FA0061 平成 24 年分の所得税の確定申告書A

住所: 〇〇市〇〇町△丁目×番地

氏名: トトリ タロウ

生年月日: 3/4/10/20

所得の内訳 (源泉徴収税額): 給与 7,140,000 175,100

源泉徴収額の合計額: 175,100

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の種類 収入金額 源泉徴収税額

給与 〇〇〇株式会社 7,140,000 175,100

源泉徴収額の合計額 175,100

住民税に関する事項

鳥取市東町1丁目220 鳥取県 寄附金 40,000

寄附先の所在地・名称を記入し、寄附金の合計額を記載してください。

で囲われている部分が「ふるさと納税」を寄附することにより、関係してくる部分です。(計算結果は、囲っておりません)

○平成24年5月現在。今後の法令等の改正により、金額・記載方法が変わることがあります。

【参考】平成25年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	185,360
税額控除額	22,000
所得割額	173,360
均等割額	3,000
所得割額	176,360
特別徴収税額	14,700
所得割額	115,540
均等割額	1,500
特別徴収税額	293,400

- 寄附控除 20,500
- 調整控除 1,500
- 〔この例では〕
- 寄附控除 13,700
- 調整控除 1,000

※市区町村民税と都道府県民税のそれぞれの「税額控除額⑤」欄に表示されます。ただし、他控除との合算になります。